

ドリーム年金 拠出型企業年金保険(Ⅱ) 税制適格プラン

パンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）

本制度の4つの特長

将来への備えとして、安定的かつ計画的な財産形成が可能です。

1 お手頃な掛金設定

月払の場合、2,000円から加入できます。
また、掛金の払い込みは在職中に完了します。

2 年2回掛金の見直しが可能

4月、10月に掛金を変更することができます。
(注) 詳しくは7ページ「7.新規加入・増口および一部掛金払込中止」をお読みください。

3 お申し込み手続きが簡単

加入申込書1枚でお申し込み手続きが完了します。

4 個人年金保険料控除の対象

所定の要件を満たすことにより、支払った保険料が個人年金保険料控除として所得控除の適用対象となります。

(注) 詳しくは12ページ「税法上の取扱」の「1.保険料」をお読みください。



加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回るなどお客さまにとって不利益となることがあります。

詳しくは4・5ページ「4.給付額試算表」、11ページ「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について」を確認いただき、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

加入（増口）の際は、ご意向（ニーズ）に沿った内容か必ず最終ページでご確認ください。

申込方法	所定の加入申込書に必要事項を記入・押印のうえご提出ください。		
申込書提出先	各病院の事務担当者		
申込締切日	2022年8月31日	加入年月日	2022年10月1日
申込締切日	2023年2月28日	加入年月日	2023年4月1日

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

1.商品名称

拠出型企業年金保険（Ⅱ）・拠出型企業年金保険（Ⅱ）遺族年金特約

2.商品の特徴

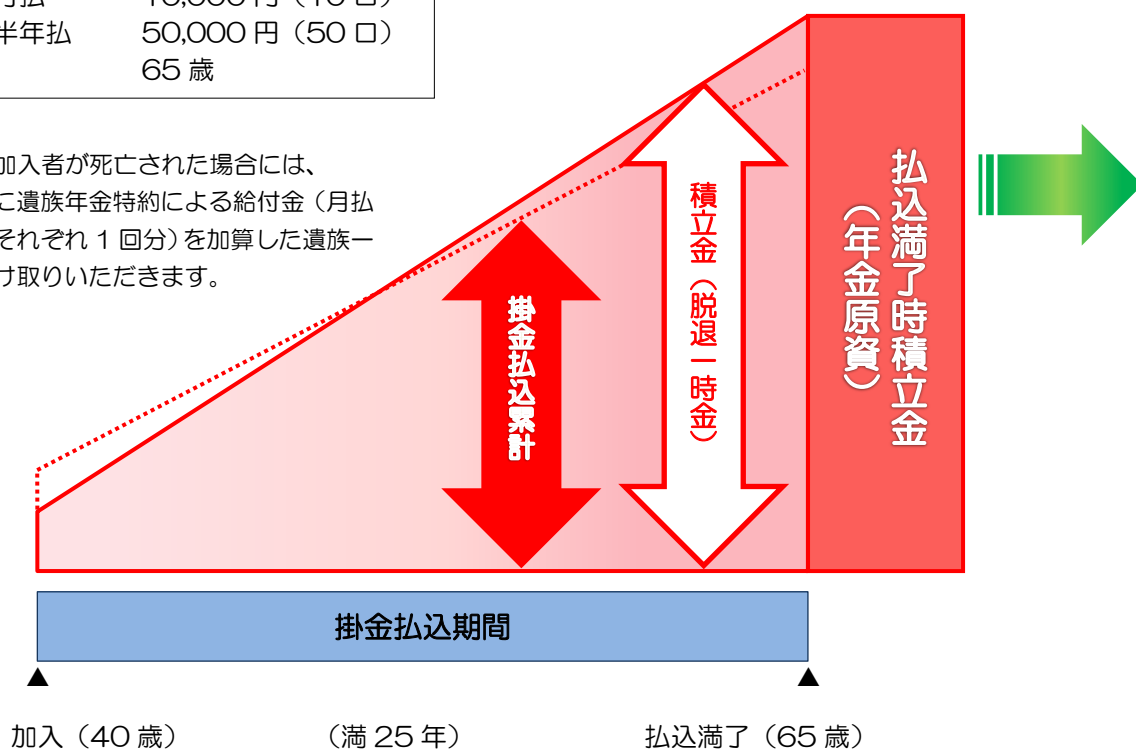
- 拠出型企業年金保険（Ⅱ）は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 自効努力による財産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金の積み立てを行い、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金が加算された金額をご遺族が受け取れます。

3.しくみ図

加入例	
● 加入年齢（性別）	40 歳（男性）
● 掛金（口数）月払	10,000 円（10 口）
半年払	50,000 円（50 口）
● 払込満了年齢	65 歳

（しくみ図はイメージを表したものです。）

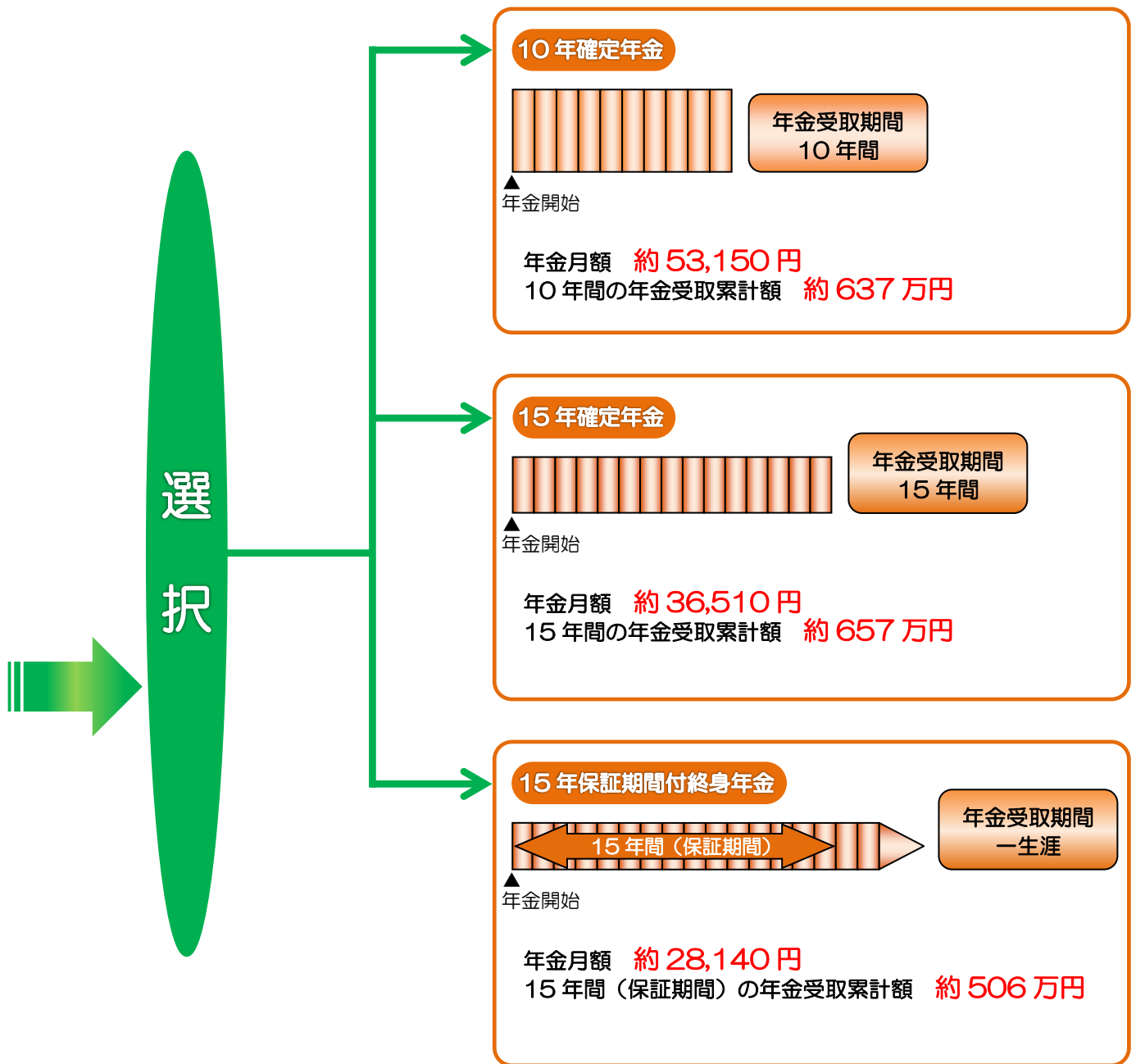
掛金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ 1 回分）を加算した遺族一時金をご遺族にお受け取りいただきます。



払込満了までの掛金累計額	550 万円
払込満了時積立金（年金原資）	約 606 万円

（注）加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回る場合があります。詳しくは 11 ページ「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について」をお読みください。

払込満了時に以下の年金種類から 1 つをお選びいただきます。



年金のお受け取りに代えて払込満了時積立金（年金原資）を一時金でお受け取りいただくこともできます。

(注) 積立金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等（予定利率等）によって算出されます。

- ・記載の積立金および年金月額は 2022 年 4 月 1 日時点の予定利率等にもとづき計算したものです。
- ・数値の算出条件の詳細は、6 ページくしくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

4.給付額試算表

<月払掛金 10,000 円 (10 口)・半年払掛金 10,000 円 (10 口) 加入、65 歳年金開始の場合>

※月払掛金 1 口 1,000 円 (保険料 980 円、運営事務費 20 円)

半年払掛金 1 口 1,000 円 (保険料 980 円、運営事務費 20 円)

月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

加入 年数	掛金払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額			
			10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期間付終身年金	
			男性・女性共通		男性	女性
1 年	120,000	約 115,900	約 1,010	約 690	約 530	約 480
2	240,000	約 233,100	約 2,040	約 1,400	約 1,080	約 960
3	360,000	約 351,500	約 3,080	約 2,110	約 1,630	約 1,450
4	480,000	約 471,200	約 4,130	約 2,830	約 2,190	約 1,950
5	600,000	約 592,100	約 5,190	約 3,560	約 2,750	約 2,450
6	720,000	約 714,500	約 6,260	約 4,300	約 3,320	約 2,950
7	840,000	約 838,100	約 7,350	約 5,050	約 3,890	約 3,460
8	960,000	約 963,200	約 8,440	約 5,800	約 4,470	約 3,980
9	1,080,000	約 1,089,600	約 9,550	約 6,560	約 5,060	約 4,510
10	1,200,000	約 1,217,400	約 10,670	約 7,330	約 5,650	約 5,030
11	1,320,000	約 1,346,600	約 11,800	約 8,110	約 6,250	約 5,570
12	1,440,000	約 1,477,100	約 12,950	約 8,900	約 6,860	約 6,110
13	1,560,000	約 1,609,200	約 14,110	約 9,690	約 7,470	約 6,660
14	1,680,000	約 1,742,800	約 15,280	約 10,500	約 8,090	約 7,210
15	1,800,000	約 1,877,800	約 16,460	約 11,310	約 8,720	約 7,770
16	1,920,000	約 2,014,200	約 17,660	約 12,130	約 9,360	約 8,330
17	2,040,000	約 2,152,100	約 18,870	約 12,960	約 10,000	約 8,900
18	2,160,000	約 2,291,700	約 20,090	約 13,800	約 10,640	約 9,480
19	2,280,000	約 2,432,900	約 21,330	約 14,660	約 11,300	約 10,070
20	2,400,000	約 2,575,600	約 22,580	約 15,520	約 11,960	約 10,660
21	2,520,000	約 2,719,700	約 23,850	約 16,380	約 12,630	約 11,250
22	2,640,000	約 2,865,600	約 25,130	約 17,260	約 13,310	約 11,860
23	2,760,000	約 3,013,000	約 26,420	約 18,150	約 14,000	約 12,470
24	2,880,000	約 3,162,300	約 27,730	約 19,050	約 14,690	約 13,080
25	3,000,000	約 3,313,200	約 29,050	約 19,960	約 15,390	約 13,710
26	3,120,000	約 3,465,800	約 30,390	約 20,880	約 16,100	約 14,340
27	3,240,000	約 3,620,100	約 31,740	約 21,810	約 16,820	約 14,980
28	3,360,000	約 3,776,100	約 33,110	約 22,750	約 17,540	約 15,620
29	3,480,000	約 3,933,800	約 34,490	約 23,700	約 18,270	約 16,280
30	3,600,000	約 4,093,300	約 35,890	約 24,660	約 19,020	約 16,940

(注 1) 積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(注 2) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。

(注 3) 年金の受取要件については、8 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

上記数値については、6 ページ<しくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

半年払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。>

(単位：円)

加入年数	掛金払込累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額			
			10年確定年金	15年確定年金	15年保証期間付終身年金	
			男性・女性共通		男性	女性
1年	20,000	約 19,200	約 160	約 110	約 80	約 70
2	40,000	約 38,600	約 330	約 230	約 170	約 160
3	60,000	約 58,300	約 510	約 350	約 270	約 240
4	80,000	約 78,200	約 680	約 470	約 360	約 320
5	100,000	約 98,300	約 860	約 590	約 450	約 400
6	120,000	約 118,600	約 1,040	約 710	約 550	約 490
7	140,000	約 139,200	約 1,220	約 830	約 640	約 570
8	160,000	約 160,000	約 1,400	約 960	約 740	約 660
9	180,000	約 180,900	約 1,580	約 1,090	約 840	約 740
10	200,000	約 202,200	約 1,770	約 1,210	約 940	約 830
11	220,000	約 223,700	約 1,960	約 1,340	約 1,030	約 920
12	240,000	約 245,300	約 2,150	約 1,470	約 1,140	約 1,010
13	260,000	約 267,300	約 2,340	約 1,610	約 1,240	約 1,100
14	280,000	約 289,500	約 2,530	約 1,740	約 1,340	約 1,190
15	300,000	約 311,900	約 2,730	約 1,870	約 1,440	約 1,290
16	320,000	約 334,600	約 2,930	約 2,010	約 1,550	約 1,380
17	340,000	約 357,500	約 3,130	約 2,150	約 1,660	約 1,480
18	360,000	約 380,700	約 3,330	約 2,290	約 1,760	約 1,570
19	380,000	約 404,100	約 3,540	約 2,430	約 1,870	約 1,670
20	400,000	約 427,900	約 3,750	約 2,570	約 1,980	約 1,770
21	420,000	約 451,800	約 3,960	約 2,720	約 2,090	約 1,870
22	440,000	約 476,100	約 4,170	約 2,860	約 2,210	約 1,970
23	460,000	約 500,600	約 4,390	約 3,010	約 2,320	約 2,070
24	480,000	約 525,400	約 4,600	約 3,160	約 2,440	約 2,170
25	500,000	約 550,400	約 4,820	約 3,310	約 2,550	約 2,270
26	520,000	約 575,800	約 5,040	約 3,470	約 2,670	約 2,380
27	540,000	約 601,500	約 5,270	約 3,620	約 2,790	約 2,490
28	560,000	約 627,300	約 5,500	約 3,780	約 2,910	約 2,590
29	580,000	約 653,600	約 5,730	約 3,930	約 3,030	約 2,700
30	600,000	約 680,100	約 5,960	約 4,090	約 3,160	約 2,810

- (注1) 積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金（年金原資、脱退一時金額）をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。
- (注2) 加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。
- (注3) 年金の受取要件については、8ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

上記数値については、6ページ<しくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

必ずお読みください

<しくみ図・給付額試算表の数値について>

●しくみ図・給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。

(1) ご加入者全員の加入口数の合計が常に月払は 25,050 口、半年払は 33,500 口を共に維持し、保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものとしています。加入口数の合計は、月払は 2022 年 4 月分、半年払は 2021 年 12 月分の加入口数にもとづき設定しています。

(2) 積立金および年金月額、予定利率（2022 年 4 月 1 日時点）にもとづき計算しています。

(3) 記載の数値には配当金を加算していません。

●15 年保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。



5.加入資格

加入日現在、満 18 歳以上の方で、払込満了日までの期間が満 2 年以上ある協会および協会の会員病院の院長・役員および従業員。

退職・退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

6.掛金

●加入口数

■月払：1 口は 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）とし、2 口以上 200 口以下で設定できます。

■半年払：1 口は 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）とし、5 口以上 1,000 口以下で設定できます。

（注）半年払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。

●払込方法

月払掛金は毎月の給与から、半年払掛金は 6 月分が夏の賞与から、12 月分が冬の賞与から引き落としされます。

※引き落としがない場合は病院で集金いたします。

（半年払については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金としてお受け取りいただきます。）

●払込満了日

従業員の方・・・満 65 歳に達した日

院長・役員の方・・・満 70 歳に達した日

●掛金負担者

ご加入者

7.新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入

年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に加入いただけます。

●増口（掛金の増額）

年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に増口いただけます。その場合、月払は 4 月 1 日・10 月 1 日、半年払は 6 月 1 日・12 月 1 日が増口日となります。

●一部掛金払込中止（掛金の減額）

以下の 7 つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。その場合、月払は 4 月 1 日・10 月 1 日、半年払は 6 月 1 日・12 月 1 日が払込中止日となります。ただし、月払は 2 口以上、半年払は 5 口以上のお払い込みの継続が必要となります。また、月払のみ継続し、半年払のお払い込みを全て中止することもできます。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済

⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

8.配当金

●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。**決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。**

●配当金は一時金受取できません。

・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。

なお、年度途中で脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。

・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。

9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人

年金・一時金のお受け取り

●年金

年金開始日（年金受給権取得日の翌月 1 日）より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。

年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。

■年金受給権取得日

下記いずれかの日が年金受給権取得日となります。

①払込満了日

②加入 10 年以上かつ満 55 歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき

（ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満 60 歳に達した日まで繰り延べることとなります。

なお、繰延以後の掛金のお払い込みはできません。）

■年金受取時期

年金の受取日は、毎年 2 月、5 月、8 月および 11 月の各 20 日となります。

（20 日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただきます。）

なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。

●脱退一時金

年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。

●遺族一時金

年金受給権取得日前（掛金払込期間中）にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ 1 回分）を加算した額をお受け取りいただけます。

受取人

●年金・脱退一時金

ご加入者

●遺族一時金

ご遺族（※）

（※）ご遺族とはご加入者の配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）・子・父母・孫・祖父母・

兄弟姉妹を指します。（お受け取りの順位は労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の定めに従います。）

（注）ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。（労働基準法施行規則第 43 条第 2 項に規定される遺言の取り扱いは除きます。）

10.年金の種類

10年確定年金

- 年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
- ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。
- ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

15年確定年金

- 年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15年保証期間付終身年金

- 年金開始日以降、15年間（保証期間）はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。
- ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
- ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

（注）ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資（積立金）を下回る可能性があります。

（※）8 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」の「受取人 ●遺族一時金」をお読みください。

11.引受保険会社

この保険は第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。

なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった（共同取扱契約）場合は、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。）

- 引受保険会社および保険料の払込割合（2022年4月1日時点）
第一生命保険株式会社（100%）
東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL:03-3216-1211（大代表）

12.契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者（団体）の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。（ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。）

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入（増口）のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1. 加入（増口）のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ制度の適用はありません）

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入（増口）のお申し込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。加入（増口）に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. 加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人（故意にご加入者を死亡させた者は除く）にお支払いすることとなります。（年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。）
- ご契約者（団体）が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ご契約者（団体）、ご加入者、受取人または継続受取人（※1）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由（※2）が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
（※1）継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。
（※2）重大な事由とは、以下のとおりです。
 - ①ご契約者（団体）、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき（未遂を含みます）。
 - ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき（未遂を含みます）。
 - ③その他、ご契約者（団体）、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者（団体）が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について

この保険ではお払い込みいただいた保険料（※）がそのまま積み立てられるのではなく、保険料（※）から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が保険料（※）払込累計額を下回ることがあります。金額については、4・5 ページ「4.給付額試算表」をご確認ください。

（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者（団体）が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6.年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者（団体）経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7.予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者（団体）に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8.信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〔生命保険契約者保護機構〕 TEL: 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9.生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10.照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者（団体）経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。

照会窓口： 各病院の事務担当者

1. 保険料

ご加入者が負担された保険料（*）は、個人年金保険料控除の対象となります。

ただし、加入月から保険料払込満了月までの期間が10年未満の場合は、払い込まれた保険料（*）は一般生命保険料控除の対象となります。

（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

※生命保険料控除税制改正について

2012年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては2011年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- ・年金の給付を目的とする契約であること。
- ・年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
- ・年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
- ・年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
- ・年金受取人は、被保険者本人であること。
- ・加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は10年以上であること。
- ・年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。

2. 年金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。（2013年1月より復興特別所得税が含まれます。）

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

（所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条）

※2010年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※2013年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。（所得税法第209条、所得税法施行令第326条）

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3. 脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料（*）累計額－特別控除（最高50万円）

一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。

なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。

（所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条）

4. 遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。

（相続税法第3条・第12条）

（*）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者（団体）が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

（注）税務のお取り扱いについては、2022年4月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱

保険契約者（団体）は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報（氏名、性別、生年月日等）〔以下、個人情報〕を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ② 生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※）の案内・提供および契約の維持管理
- ③ 生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※）の充実
- ④ その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者（団体）および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

加入（増口）にあたっては、このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）をお読みいただき、下記「意向確認のお願い」にてご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認ください（チェック）をお願いします。

（チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。）

「意向確認のお願い」

以下の契約内容がご自身のご意向（ニーズ）に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認ください。

- 加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。
⇒ 詳しくは 4・5 ページ「4.給付額試算表」、11 ページ「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について」をお読みください。
- 給付内容・給付額試算表の金額等のご意向（ニーズ）に沿っていますか？
⇒ 詳しくは 4・5 ページ「4.給付額試算表」、8 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」、9 ページ「10.年金の種類」をお読みください。
- 掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向（ニーズ）に沿っていますか？
⇒ 詳しくは 7 ページ「6.掛金」をお読みください。

一般社団法人 岡山県病院協会
一般社団法人 岡山県病院協会のみなさまへ
ドリーム年金・税制適格プラン
Q & A (拠出型企業年金保険(Ⅱ))

●在職中の積立(掛金払込)について●

Q1 この制度の加入対象者は？

A 協会および協会の会員病院の院長・役員および従業員のうち、加入日現在、満18歳以上で、掛金払込満了日までの期間が満2年以上ある方が対象です。なお、掛金払込満了日は、院長・役員については満70歳に達した日、従業員については満65歳に達した日です。

Q2 半年払のみの加入はできますか？

A 半年払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。
加入形態：月払のみ、または月払＋半年払。

Q3 新規加入、増額または減額はできますか？

A 年2回4月1日と10月1日に、新規加入・増口(掛金の増額)または一部掛金払込中止(掛金の減額)のお取り扱いをいたします。

Q4 加入した場合、加入したことを証明するようなものが発行されますか？

A 加入者証を加入手続き後1～2か月後に病院経由で各加入者にお届けします。

Q5 積立期間中に積立金の一部を引き出せますか？

A 税制適格プランにおいては、積立金の一部を引き出すことはできません。

Q6 中途退職した場合に、積立を継続できますか？

A この制度は協会および協会の会員病院に在職されている方の積立制度ですので、退職された方は積立の継続はできません。(ただし、岡山県病院協会の会員病院に再就職され、中断なく掛金が継続して払い込み可能な場合に限り継続加入できます。)

Q7 在職中の積立金残高はわかるのですか？

A 「積立金残高のお知らせ」を年1回病院経由で各加入者にお届けします。

Q8 65歳(従業員)または70歳(院長・役員)の払込満了日以前に退職した場合、年金を受け取ることが出来ますか？

A 加入期間が10年以上かつ満55歳以上で脱退した場合であれば下記年齢から年金を受け取ることが出来ます。

15年保証期間付終身年金 終身年金は55歳から

10年確定年金・15年確定年金 確定年金の場合は60歳から

例えば、47歳加入の方は、10年間払い込み、57歳にて即時開始の終身年金を選択できます。確定年金を選択する場合は、年金受給を満60歳となるまで繰り延べることとなります。繰延期間中も毎年の決算により配当が生じた場合は、配当金が割り当てられ、積立金の増額に充当されます。

なお、毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

Q9 退職時に積立金の全額を年金に充当するのではなく、一部を一時金で受け取ることは出来ますか？

A 税制適格プランにおいては、積立金の一部を一時金で受け取ることはできません。

Q10 年金開始後、急にまとまったお金が必要になった場合、年金に代えて一時金で受け取れますか？その場合、受取額はどれくらいですか？

A 受け取れます。その場合、まだ受け取っていない年金現価を一時金で受け取ることができます。(なお、15年保証期間付終身年金を選択した方は、まだ受け取っていない保証期間分の年金現価を一時金で受け取ることができます。この場合、15年の保証期間が経過した後にご加入者が生存されているときは、年金受け取りが再開されることとなります。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。)

Q11 満65歳(従業員)・満70歳(院長・役員)時に、年金に代えて一時金で受け取れますか？

A 受け取れます。その額は払込満了時積立金(年金原資)です。

●税務その他について●

※ 税務のお取り扱いについては、2022年4月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

Q12 脱退一時金の課税計算はどうなりますか？

A 一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
 一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料(*)累計額－特別控除(最高50万円)
 一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
 なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。
 (所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)
 (*)保険料とは、お払い込みいただいた掛金から運営事務費を控除した金額を指します。

Q13 他に一般生命保険料控除を受けている場合、個人年金保険料控除も受けられますか？

A 個人年金保険料控除の適用要件を全て満たすことで、個人年金保険料控除を受けることができます。パンフレット12ページ「税法上の取扱」の「1.保険料」をご確認ください。
 この制度では旧制度が適用となり、従来のお取り扱いより変更ありません。
 また、契約の内容により、控除限度額やお取り扱いが異なりますので、個別の税務取り扱い等は、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

●ご参考(旧制度:2011年12月31日以前に契約されたもの 新制度:2012年1月1日以降に新規に契約されたもの)

◆所得税の生命保険料控除額

・旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

※一般・個人年金あわせて控除最大100,000円

・新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

※一般・個人年金・介護医療あわせて控除最大120,000円

◆住民税の生命保険料控除額

・旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※一般・個人年金あわせて控除最大70,000円

・新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

※一般・個人年金・介護医療あわせて控除最大70,000円

※この資料は2022年4月1日時点の拠出型企業年金保険(Ⅱ)の概要を記載したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申し込みにあたっては「ドリーム年金・税制適格プラン(拠出型企業年金保険(Ⅱ))」パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)を必ずお読みください。

積立年金専用会員病院番号表

(岡山支部)	045 岡山旭東病院	(倉敷支部)	(井笠支部)	(新見支部)	(東備支部)
001 岡山大学病院	046 岡山東中央病院	076 川大附属病院	109 笠岡市民病院	141 新見中央病院	057 瀬戸内記念病院
002 岡山医療センター	047 梶木病院	077 倉敷中央病院	110 井原市民病院	142 太田病院	178 邑久光明園
003 岡山県精神科医療センター	048 中島病院	079 松田病院	111 矢掛町病院	143 渡辺病院	179 長島愛生園
004 岡山市立市民病院	050 重井医学研究所附属病院	080 しげい病院	113 ももの里病院	144 長谷川記念病院	180 市立備前病院
005 せのお病院	051 岡山光南病院	082 赤松病院	114 笠岡中央病院	計 4 病院	181 市立日生病院
006 岡山市立金川病院	053 林病院	083 倉敷仁風ホスピタル	115 笠岡第一病院		182 市立吉永病院
007 福渡病院	054 浮田病院	085 倉敷第一病院	116 鳥越病院	(真庭支部)	183 瀬戸内市民病院
008 岡山労災病院	055 岡山西大寺病院	086 倉敷平成病院	118 小田病院	145 湯原温泉病院	187 草加病院
009 岡山赤十字病院	058 丹羽病院	088 A O I 倉敷病院	119 菅病院	146 勝山病院	188 平病院
010 岡山済生会病院	195 岡村一心堂病院	089 倉敷神経科病院	122 金光病院	147 近藤病院	189 北川病院
011 川崎医科大学 総合医療センター	197 ヘリネイト母と子の病院	090 倉敷記念病院	123 みわ記念病院	148 落合病院	191 長島病院
012 岡山記念病院	198 藤田病院	091 倉敷成人病センター	124 国定病院	149 金田病院	192 赤磐医師会病院
013 健康づくり財団附属病院	199 岡山療護センター	093 倉敷北病院	196 きのこエスポワール病院	151 向陽台病院	計 1 2 病院
014 淳風会ロングライフホスピタル	207 岡山ひだまりの里病院	094 水島協同病院	計 1 3 病院	152 中山病院	
015 河田病院	211 幸町記念病院	095 ユーブ・リハビリテーション病院		計 7 病院	193 協会事務局
016 喜多村病院	213 岡山東部脳神経外科病院	097 水島中央病院	(吉備支部)		
017 光生病院	214 岡山西大寺病院附属中野分院	098 水島第一病院	126 長野病院	(津山支部)	
018 榊原病院	215 岡山済生会外来センター病院	100 武田病院	128 薬師寺慈恵病院	154 鏡野町病院	
019 岡山中央病院	計 5 3 病院	101 倉敷スイートホスピタル	129 森下病院	155 市立大原病院	
020 万成病院	(玉野・児島支部)	102 倉敷中央リバーサイド	131 まきび病院	157 津山中央病院	
025 おおもと病院	059 玉野市民病院	103 玉島病院	132 まび記念病院	158 積善病院	
028 同仁病院	060 倉敷市立市民病院	104 玉島中央病院	210 済生会吉備病院	160 中島病院	
029 慈圭病院	061 由良病院	105 柴田病院	計 6 病院	163 大谷病院	
030 佐藤病院	062 玉野三井病院	106 プライムホスピタル玉島		166 石川病院	
031 セントラルシティ病院	066 中谷外科病院	107 玉島協同病院	(高梁支部)	167 希望ヶ丘ホスピタル	
032 山陽病院	067 大西病院	108 渡辺胃腸科外科病院	133 成羽病院	169 津山第一病院	
033 岡山博愛会病院	068 日赤玉野分院	200 南岡山医療センター	134 こころの医療 たいよの丘ホスピタル	171 芳野病院	
035 旭川荘療育・医療センター	070 児島中央病院	201 藤沢脳神経外科病院	136 大杉病院	173 柵原病院	
036 岡山リハビリテーション病院	072 倉敷シティ病院	208 倉敷リハビリテーション病院	137 高梁中央病院	174 日本原病院	
037 林精神科病院	073 下津井病院	計 2 9 病院	140 ルミエール病院	175 さとう記念病院	
038 岡山協立病院	074 チクバ外科病院		202 吉備高原医療 リハビリテーションセンター	176 田尻病院	
039 宮本整形外科病院	075 児島聖康病院		計 6 病院	177 美作中央病院	
040 岡山第一病院	204 玉野中央病院			212 津山中央記念病院	
043 竜操整形外科病院	計 1 3 病院			計 1 6 病院	